

第3章 基本目標3 安心できる生活の基盤づくり

基本施策1 安全・安心な暮らしの確保

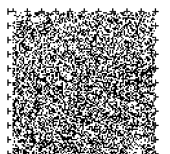
【現状と課題】

近年、多発する自然災害や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、平時から災害・感染症対策に対する体制の整備が求められています。

高齢者が、住み慣れた地域で安全にかつ安心して生活を続けることができるように、地震や火事等の災害、交通事故などのさまざまな出来事に備えるために、関係機関と連携を図り、現状の把握や訓練などを実施しています。

【今後の方向性】

高齢者が住み慣れた地域で安全・安心な暮らしを継続するためには、高齢者をはじめとした住民が、災害や感染症などのさまざまな出来事に対して理解を深めるとともに、高齢者への目くばりも大切です。災害や感染症、防犯、消費生活及び交通安全などに関する啓発活動や情報提供の充実により、それぞれの意識の向上を図ります。



①防災対策の充実

1) 防災対策の充実（担当：危機管理防災課）	
基本施策の概要	地震や洪水等の自然災害や火事等に際して、高齢者は特に災害リスクが高くなり、避難行動等に際し、特に、迅速な支援が求められます。高齢者等の防災対策として、市民の防災意識の普及啓発や災害を想定した避難誘導等、高齢者も参加する防災訓練を実施しています。また、避難支援を必要とする高齢者等の把握も推進しています。
令和元年度実績等	<ul style="list-style-type: none"> ・幸手市防災訓練（台風のため中止）や自主防災組織の防災訓練の実施 ・自主防災組織団体数 47 団体
今後の方向性等	防災意識の向上及び防災知識の習得を目的に、高齢者を含めた市民が積極的に参加できる防災訓練を実施します。また、地域の防災力の向上のため、自主防災組織の設立・活動を推進し、災害時の高齢者の避難行動が迅速に行われるよう支援します。

②防犯対策の強化

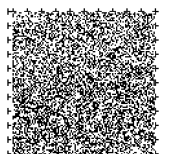
1) 安全安心のまちづくり（担当：危機管理防災課）	
基本施策の概要	<p>生活の安全は、社会の豊かさを構成する重要な要素ですが、高齢者等の社会的弱者を狙った悪質な犯罪が社会問題化しており、高齢者を取り巻く環境は厳しさを増しています。</p> <p>地域の安全意識の普及高揚と地域防犯体制の確立や積極的な暴力排除活動を推進するため、幸手地区防犯協会や幸手地区暴力排除推進協議会が設置されており、その活動等を支援・推進しています。</p>
令和元年度実績等	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防犯活動団体数 54 団体 ・自主防犯パトロール実施回数 10,044 回
今後の方向性等	市民の防犯意識の高揚を図るとともに、関係機関と連携した防犯パトロールを引き続き実施し、高齢者が巻き込まれる犯罪の発生を未然に防止します。また、地域で防犯活動を実施する団体の設立を推進します。



2) 消費者被害防止対策の推進（担当：市民協働課）	
基本施策の概要	消費生活センターでは、専門の消費生活相談員による消費生活相談を通じて、高齢者をはじめとする消費者の利益の保護及び消費生活の向上を図ります。また、消費生活問題に関するチラシやパネルを作成し、それらを活用して講演会や講座を開催するなど、消費者に基本的な知識を身に付けてもらうことにより消費生活の向上を図ります。
令和元年度実績等	・消費生活センターにおける相談件数 200件
今後の方向性等	消費生活に関する相談及び啓発事業を実施して、被害の未然防止や消費者保護を進めます。

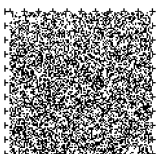
③交通安全対策の充実

1) 交通安全対策の推進（担当：危機管理防災課）	
基本施策の概要	<p>高齢者が関係する交通事故の死傷者数は、交通事故全体の中で依然として大きな割合を占めている状況にあります。そのため、高齢者が安全に安心して外出や移動ができる交通社会の形成が重要となります。</p> <p>幸手警察署等の関係機関や関係団体と協力し、高齢者への交通安全の呼びかけや、高齢者に対する思いやりのある運転の実施を推進しています。また、高齢者による交通事故を減らすため、運転免許証の自主返納支援事業を実施しています。</p>
令和元年度実績等	・高齢者主体の交通事故死傷者数 48人（令和元年中）
今後の方向性等	高齢者に対し交通安全に関する意識啓発を進めるとともに、幸手警察署をはじめとする関係機関や関係団体と連携し、高齢者が事故に巻き込まれないような環境づくりを推進します。また、高齢者による交通事故の発生を減少させるため、運転免許証の自主返納支援事業を引き続き実施します。



④人にやさしいまちづくりの推進

1) 人にやさしいまちづくりの推進（担当：建築指導課）	
基本施策の概要	高齢者をはじめすべての市民が安全・安心に社会生活を送ることができるよう、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」や「埼玉県福祉のまちづくり条例」に基づき、ハード面とソフト面のバリアフリー化及びユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを推進しています。
令和元年度実績等	・埼玉県福祉のまちづくり条例 届出件数 4件
今後の方向性等	対象となる規模の建築物に対しては、法律及び県条例に基づき、適切に事務を行っています。



基本施策2 高齢者の住まいの安定的な確保

【現状と課題】

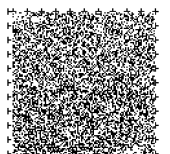
高齢者が、住み慣れた地域で個人の尊厳が確保され、安心して生活を続けるためには、それぞれの生活ニーズにあった住まいが適切に供給される環境の確保が求められています。

本市では、暮らしやすいまちづくりに向けて、公共施設や歩道、公園広場のバリアフリー化や住宅環境整備のための支援など、高齢者のスムーズな移動や安定した生活を実現するための整備を行ってきました。

今後、単身高齢者や高齢者のみの世帯がさらに増加していくことが予想されており、加齢により身体機能が低下した場合でも、高齢者ができるだけ自立して安全な在宅生活を営むためには、住宅のバリアフリー化など高齢者が安全に安心して生活ができる住環境の整備を図る必要があります。

【今後の方向性】

生活困窮者や社会的に孤立する高齢者等、多様な生活課題を抱える高齢者に対応できるよう、住宅や居住に係る施策との連携を踏まえた支援に取り組んでいきます。また、高齢者をはじめとして誰もが安心して外出し、社会参加できるよう、交通手段及びユニバーサルデザインによる歩行空間の整備を進めます。また、高齢者の住まいの安定的な確保に向け、情報提供などの周辺支援を行うとともに、住宅施策と連携し、適切に住まいが供給される居住環境づくりを進めます。



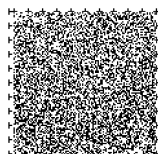
①住宅のバリアフリー化支援

1) 住宅の整備（担当：建築指導課）	
基本施策の概要	日常生活の多くの時間を過ごす住宅が、介護や介助の面でも安全で使いやすいことは重要なことです。住宅内での転倒・骨折を未然に防ぐため、バリアフリー化を普及啓発していきます。
令和元年度実績等	・住宅リフォーム資金補助 36件
今後の方向性等	住宅内での転倒・骨折を防止するため、引き続き住宅のバリアフリー化の普及啓発に努めます。

2) 住宅改修（担当：介護福祉課）	
基本施策の概要	要支援・要介護認定者が、自宅に手すりを取り付ける、段差を解消する等の住宅改修が必要と認められた場合、20万円を限度額として、費用の一部を支給しています。
令和元年度実績等	・介護給付 98件 ・予防給付 38件
今後の方向性等	住み慣れた住宅で暮らし続けることができるよう、小規模な改修を対象とした介護サービスとして、引き続き制度の周知に努めます。

②安心できる住まいの充実

1) 養護老人ホーム（担当：介護福祉課）						
基本施策の概要	養護老人ホームは、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な高齢者が、市の措置により入所する施設です。					
令和元年度実績等	・入所者数 4人					
今後の方向性等	令和元年度の途中から、1名の減となっており、今後も減少が予想されるものの、社会的な援護を必要とする高齢者に対して必要な施設となっています。今後も市外の施設に対して入所委託を行います。					
	＜利用量の見込み＞（単位：人／月）					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table>	令和3年度	令和4年度	令和5年度	4	4
令和3年度	令和4年度	令和5年度				
4	4	4				



2) 軽費老人ホーム（ケアハウス）・生活支援ハウス（担当：介護福祉課）							
基本施策の概要	<p>軽費老人ホーム（ケアハウス）は、自炊ができない程度の身体機能の低下により、独立した生活に不安がある人（原則として60歳以上）で家族の援助を受けることが困難な人が入居する施設です。生活支援ハウスは、ひとり暮らしや夫婦のみの世帯で家族からの援助が受けられず、独立した生活に不安がある人（原則60歳以上）を対象とした施設で、デイサービスセンター等との併設方式で設置されます。現在、本市には生活支援ハウスは整備されていません。</p>						
令和元年度実績等	<p>・施設数 2（定員59人）</p>						
今後の方向性等	<p>軽費老人ホームについては、入所対象者が原則として介護の必要がない人であるため、本市では、現状どおりの整備量とします。</p> <p>＜整備量の見込み＞（単位：人/月）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>59</td> <td>59</td> <td>59</td> </tr> </tbody> </table>	令和3年度	令和4年度	令和5年度	59	59	59
令和3年度	令和4年度	令和5年度					
59	59	59					

